

第4編 橋梁事業編
第1章 橋梁計画・橋梁一般
第1節 調査計画

現 行

ページ：4-1-3

3 計画

1) 道路構造規格 ; 道路構造令による。計画交通量はおおむね20年後の交通量とする。

2) 橋の設計活荷重

表4-1-1 橋の設計活荷重

国 道	B活荷重
主要地方道 一般県道	B活荷重
市 町 村 道	幹線市町村道はB活荷重、その他はA活荷重またはB活荷重

3) 幅 員 ; 道路構造令によること。堆雪幅の必要とする区間にあつては、道路構造令第11条の3によること。長大橋で前後道路に対し幅員を縮小した場合の幅員のすりつけは、道路構造令の解説と運用「3-8-3車線数の増減の場合のすりつけ」による。2/4車暫定施工の場合は、側帯0.25m→路肩0.5mとして中央帯の中で調整する。なお、交差点付近の橋梁は付加車線、すみ切りの形状縦断について交安委員会に十分意見聴取して決める。

4) 歩 道 高 ; 道路附属施設編による。

5) 橋 長 ; 交差物件がある場合は、その管理者と十分協議して定める。
高架部は盛土案との経済比較、環境への影響、維持管理を十分検討したうえで決定する。

6) 支 間 割 ; 同 上

7) 勾 配

(1) 縦断勾配 (維持管理上良好な勾配0.3~0.5%)

(一般的施工限界10%程度)

(2) 横断勾配 (車道2.0%、歩道2.0%)

8) 形 式 ; 比較設計にて最も優れた案とする。

9) 設計荷重、衝撃係数

(1) 設計荷重は、架橋地点の諸条件や構造などによって適宜設定する。

(2) 雪荷重

雪荷重は、降雪深度により図4-1-1の地域では1kN/m²(圧縮された雪で約15cm厚)以上見込むこと。図4-1-1の範囲の他、雪荷重が必要とされる地域は適宜荷重を設定する。(道示

I 2.2.12)

改 定

1) 道路構造規格 ; 道路構造令及び県道の構造の技術的基準に関する条例による。計画交通量は、第2編第2章第5節計画交通量によるものとする。

2) 橋の設計活荷重

表4-1-1 橋の設計活荷重

国 道	B活荷重
主要地方道 一般県道	B活荷重
市 町 村 道	幹線市町村道はB活荷重、その他はA活荷重またはB活荷重

3) 幅 員 ; 道路構造令及び県道の構造の技術的基準に関する条例によること。堆雪幅の必要とする区間にあつては、道路構造令第11条の3及び県道の構造の技術的基準を定める規則第14条によること。長大橋で前後道路に対し幅員を縮小した場合の幅員のすりつけは、道路構造令の解説と運用「3-8-3車線数の増減の場合のすりつけ」による。2/4車暫定施工の場合は、側帯0.25m→路肩0.5mとして中央帯の中で調整する。なお、交差点付近の橋梁は付加車線、すみ切りの形状縦断について交安委員会に十分意見聴取して決める。

4) 歩道の構造 ; 第6編第2章第2節歩道部の構造による。

5) 橋 長 ; 交差物件がある場合は、その管理者と十分協議して定める。
高架部は盛土案との経済比較、環境への影響、維持管理を十分検討したうえで決定する。

6) 支 間 割 ; 同 上

7) 勾 配 ; 道路構造令及び県道の構造の技術的基準を定める規則によること。
(参考) 縦断勾配 (維持管理上良好な勾配0.3~0.5%、一般的施工限界10%程度)

8) 形 式 ; 比較設計にて最も優れた案とする。

9) 設計荷重、衝撃係数

(1) 設計荷重は、架橋地点の諸条件や構造などによって適宜設定する。

(2) 雪荷重

雪荷重は、降雪深度により図4-1-1の地域では1kN/m²(圧縮された雪で約15cm厚)以上見込むこと。図4-1-1の範囲の他、雪荷重が必要とされる地域は適宜荷重を設定する。(道示 I 2.2.12)